

科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)の研究遂行にあたって

平成23年度新規採択分の基盤研究(C)、挑戦的萌芽研究、若手研究(B)については、基金化により、研究の進展に合わせた柔軟な執行が可能となりました。これまでの「補助金」との執行上の変更点について、よくご理解された上で、研究遂行にあたっていただくよう、お願いします。

また、執行上の変更点だけでなく、研究期間中に行う諸手続等についても、「補助金」とは異なる取扱いがありますので、併せてご確認ください。

注) 科学研究費助成事業(科学研究費補助金)＝科研費(補助金分)
科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)＝科研費(基金分)

科研費(基金分)で行えるようになったこと

- ・次年度以降に予定していた研究費を前倒しして使用できます。

理由を限定しませんが、事前に手続きが必要です。補助事業期間を短縮することや、次年度以降の補助事業の遂行ができなくなるような多額な前倒し使用はできません。また、研究廃止が予定されている場合にも前倒し使用はできません。

- ・繰越し手続きなしに、残額を翌年度に使用できます。

理由を限定しません。例えば、研究者の自己都合の場合や、効率的な使用によって残額が発生した場合にも翌年度に使用できます。ただし、補助事業遂行のため、補助事業期間を通じて計画的に使用してください。

- ・補助事業期間中であれば、年度をまたいだ研究費の使用ができます。ただし、初年度は、交付内定通知受理後に研究を開始することになります。

例えば、以下のような経費執行が可能となりました。

- ・1年目の3月に物品を発注し、2年目の4月に入ってから納品された。
- ・3年目に開催される学会の参加費を2年目に配分された研究費で支払う。
- ・3年目に配分された研究費の残額を繰越し、4年目に配分された研究費と合算して使用する。
- ・複数年度に渡る契約を行う。

研究期間中の諸手続等について

- ・ 1年を超えない範囲で研究の中断が可能です。

中断の理由を限定しません。事前の手続きも不要です。ただし、1年を超えて補助事業を継続できなくなる場合は廃止しなければなりません。

- ・ 育児休業等の取得による研究の中断・延長の取扱いの変更

取得期間に応じて研究期間を延長することも、延長せずに当初の研究期間で完了させることも可能です。また、1年を超えない範囲であれば中断の手続きは不要です。

(参考：科研費(補助金分)の取扱い 育児休業等を取得し、中断した翌年度に研究を再開することが条件で、研究期間は1年度延長される。)

- ・ 研究期間の延長

最終年度に延長手続きをすることで、1年に限り補助事業期間を延長することができます。延長の理由を限定しません。また、産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴い補助事業期間を既に延長している場合でも、さらに1年間延長することができます。

- ・ 経費の使用内訳の変更

各費目(物品費、旅費、人件費・謝金、その他)のそれぞれについて、交付を受けた直接経費の50%未満(直接経費の総額の50%が300万円以下の場合は300万円まで)の範囲内で、自由に変更できます。(所定の変更承認手続を行えばこれ以上の変更も可能です。)ただし、補助金分は、単年度の直接経費の額を基に計算するのに対して、基金分では、補助事業期間全体を通じた直接経費の額を基に計算しますので、ご注意ください。

- ・ 交付申請・交付決定

補助金分は、単年度ごとに交付申請、交付決定が行われますが、基金分は、研究開始年度に研究期間全体を通じた交付申請、交付決定を行います。ただし、毎年度末に翌年度分の支払い請求を行う必要があります。

- ・ 実績報告書の提出

補助金分は、毎年度終了後に「実績報告書」を提出しますが、基金分は、補助事業期間終了後に1回だけ「実績報告書」を提出します。ただし、最終年度を除く毎年度終了後に「実施状況報告書」を提出する必要があります。

※上記は平成23年度新規採択分の基盤研究(C)、挑戦的萌芽研究、若手研究(B)の取扱いです。その他のものは従前の科研費(補助金分)のルールが適用されます。